

平成 21 年 9 月 9 日  
 会社名 株式会社 新生銀行  
 代表者名 代表執行役社長 八城 政基  
 (コード番号 : 8303 東証第一部)

## 優先出資証券の発行について

～新生銀行グループのTier I 資本強化～

株式会社新生銀行(以下「当行」という。)は、平成 21 年 9 月 9 日開催の取締役会において、当行グループの Tier I 資本強化のため、国内少人数私募優先出資証券の発行を目的とする Shinsei Finance V (Cayman) Limited の設立を決定いたしましたのでお知らせいたします。

当行は、平成 21 年 3 月に国内適格機関投資家向け私募優先出資証券 391 億円及び国内少人数私募優先出資証券 91 億円を発行し、計 482 億円の資本調達を行いました。今般、国内少人数私募優先出資証券に対する投資家からの相応の関心を踏まえ、Tier I 資本強化を目的として、本件発行を行うものです。

今回発行予定の優先出資証券は、ノンステップアップ型の配当金非累積型永久優先出資証券であり、BIS 自己資本比率規制における基本的項目(Tier I)として取り扱われます。具体的な条件については、今後決定する予定です。概要については、下記「発行予定の優先出資証券の概要」をご参照下さい。なお、発行の有無、金額及び条件は市場の状況を前提とします。

### 発行予定の優先出資証券の概要

発行体	Shinsei Finance V (Cayman) Limited 英国領ケイマン諸島法に基づいてケイマン諸島に新たに設立する当行が議決権を 100%保有する海外特別目的子会社
証券の種類	円建て配当金非累積型永久優先出資証券(ノンステップアップ型)
発行総額	100 億円を上限とする
配当率	未定
資金使途	当行の資本増強に利用
優先順位	本優先出資証券は、残余財産の分配請求権において、当行が発行する優先株式と実質的に同順位
発行形態	国内における少人数私募
上場	なし

ご注意:この文章は、海外特別目的子会社の設立及び優先出資証券の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外もしくは米国内外を問わず、いかなる有価証券の取得の申込みの勧誘、売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘(以下「勧誘行為」という。)を構成するものでも、勧誘行為を行うためのものでもありません。上記の優先出資証券は、日本国内外もしくは米国内外を問わず、いずれの法域においても証券届出・登録がなされておらず、また、今後登録がなされるものでもなく、適用ある法令に基づいて当該証券の届出・登録を行うか又は届出・登録の免除を受ける場合を除き、募集又は販売を行うことは許されません。

以上